

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和4年7月28日（木）午前8時54分～午前9時38分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 令和4年第3回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：第3回市議会定例会の招集期日は、9月5日（月）である。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	議題1 令和4年第3回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (企画財政部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和4年6月12日（日）午後1時頃、局地的豪雨により、市立第一小学校の校庭樹木が折れて、敷地沿い道路に駐車していた車両を破損させたことにより、損害額431,735円を支払うものである。 なお、備考欄に「示談交渉については、現在協議中であり7月末には成立予定である。」と記載があるが、7月21日付で、既に示談が成立している。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 令和3年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について (企画財政部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は33,039,451,617円、歳出決算額は31,723,075,011円、歳入歳出差引残額は1,31

6, 376, 606円、翌年度へ繰り越すべき財源は16, 557, 000円、実質収支額は1, 299, 819, 606円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (3) 令和3年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は8, 054, 669, 866円、歳出決算額は7, 812, 112, 399円、歳入歳出差引残額は242, 557, 467円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、実質収支額は242, 557, 467円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (4) 令和3年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は5, 365, 619, 529円、歳出決算額は5, 307, 730, 754円、歳入歳出差引残額は57, 888, 775円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、実質収支は57, 888, 775円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (5) 令和3年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

(都市整備部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は1, 639, 627, 618円、歳出決算額は1, 522, 493, 440円、歳入歳出差引残額は117, 134, 178円、翌年度へ繰り越すべき財源は80, 300, 000円、実質収支は36, 834, 178円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 令和3年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。

歳入決算額は1,657,758,031円、歳出決算額は1,614,261,996円、歳入歳出差引残額は43,496,035円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、実質収支は43,496,035円である。

(結論)

提出議案として決定する。

(7) 令和3年度武蔵村山市下水道事業会計決算認定について

(建設管理担当部長説明)

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。

下水道事業収益（収益的収支）は1,372,742,990円、下水道事業費用（収益的収支）は1,282,683,019円、収益的収支差引額は90,059,971円である。

また、資本的収入（資本的収支）は140,260,870円、資本的支出（資本的収支）は412,226,040円、資本的収支差引額は△271,965,170円である。

(結論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市職員の高齢者部分休業に関する条例

(総務部長説明)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等を踏まえた職員の定年の引上げに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えるため、高齢者部分休業制度を導入する必要があるため、本案を提出する。

本制度は、加齢に伴う諸事情により1週間の通常の勤務時間の勤務を定年まで継続することは希望しない職員について、勤務時間を減じつつ定年まで勤務することを可能とする制度である。

主な規定内容は2点あり、1点目として任命権者は、高年齢職員（年齢が60歳以上の職員）からの申請に基づき、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単

位として部分休業の承認を行うものとする。

2点目は、部分休業中の給与は、部分休業により勤務しない時間について減額して支給すること。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

なお、職員組合とは、現在協議中である。また、例規文書審査会に付議する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(企画財政部長説明)

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

武蔵村山市議会議員選挙及び武蔵村山市長選挙において、候補者が選挙運動のために使用する自動車の借入れ、燃料供給、ビラ作成及びポスター作成に係る公費負担の限度額について、近年の物価の変動及び消費税増税を踏まえた引上げを行うため、条例の一部を改正するものである。

改正後単価として、自動車借入れは16,100円（現行15,800円）、燃料供給は7,700円（現行7,560円）、ビラ作成は7円73銭（現行7円51銭）、ポスター作成の印刷費は541円31銭（現行525円6銭）、ポスター作成の企画費は316,250円（現行310,500円）とする。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

再任用短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員）に関する規定の整備を行うものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるので、本案を提出する。

職員の定年引上げに合わせて行われる管理監督職勤務上限年齢による降任等及び給料月額７割措置を分限降給として定め、給料月額７割措置について、処分説明書の交付に関する規定を適用除外とするものである。

施行期日については、令和５年４月１日からとする。

なお、職員組合とは、現在協議中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行う必要があるので、本案を提出する。

概要について、１点目は職員の定年を６０歳から６５歳に改めるとともに、段階的な引上げに係る経過措置を定めるものである。

２点目は管理監督職勤務上限年齢制を導入し、管理監督職の勤務上限年齢を６０歳とする。ただし、総務部職員課付主幹は６２歳とするものである。

３点目は定年前再任用短時間勤務制について定めるものである。

４点目は６０歳に達する日以後に適用される任用、給与等の必要な情報を前年度において提供し、勤務の意思を確認するよう努める旨を定めるものである。

５点目は定年退職者等の再任用に関する経過措置（暫定再任用）を定めるものである。

６点目は武蔵村山市職員の再任用に関する条例（平成１７年武蔵村山市条例第２７号）を廃止するものである。

施行期日については、令和５年４月１日からとする。ただし、４点目の規定については、公布の日から施行する。

なお、職員組合とは、現在協議中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるので、本案を提出する。

減給処分を受ける職員が降給され、減給額が降給後の給料等の10分の1を超える場合は、当該額を減ずるものとする旨を定めるものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、育児参加休暇の対象期間を拡大するとともに、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は子の出生後8週間以内における育児休業の取得を柔軟化することを踏まえ、妻の産後の体調回復が思わしくない場合や子が未熟児である場合などに育児参加休暇を産後8週間経過後にも使用することができるよう、同休暇を子が1歳に達する日まで取得可能とするものである。

2点目は再任用職員及び再任用短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員）に関する規定の整備を行うものである。

施行期日について、1点目は令和4年10月1日から、2点目は令和5年4月1日からとする。

なお、職員組合とは、現在協議中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）等の一部改正に伴い、育児休業の取得回数の制限を緩和し、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び取得の柔軟化を図る

とともに、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は特別の事情にかかわらず、原則2回まで育児休業を取得可能となることから、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業の取得に関する規定を削除するものである。

2点目は非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」に、その任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」とするものである。

3点目は非常勤職員の子が1歳以降の場合にも取得することができる育児休業について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものである。

4点目は育児休業をすることができない職員として、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例が適用（特例任用）された職員を加えるものである。

施行期日について、1点目から3点目は令和4年10月1日から、4点目は令和5年4月1日からとする。

なお、職員組合とは、現在協議中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(総務部長説明)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等を踏まえ、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、所要の改正を行う必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は現行の再任用職員及び再任用短時間勤務職員の給与に関する規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の給与について定めるものである。

2点目は別表第2の2中、課長補佐及び副主幹の職務を6級（課長級）から5級（係長級）に改めるものである。

3点目は60歳を超える職員に対する給料月額7割措置を定めるものである。

4点目は給料月額7割措置に伴う管理監督職勤務上限年齢調整

額を定めるものである。

5点目は暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関する経過措置を定めるものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

なお、職員組合とは、現在協議中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭部長説明)

子育ての支援の充実を図るため、助成の対象とする子どもの範囲を拡大する必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は助成の対象とする子どもを高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)まで拡大するものである。

2点目は学齢児童を養育する者に係る所得の制限を撤廃するものである。

施行期日について、1点目は令和5年4月1日から、2点目は令和5年10月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 令和4年度武蔵村山市一般会計補正予算(第4号)

(企画財政部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 令和4年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (20) 令和4年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（高齢・障害担当部長説明）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
（結 論）
提出議案として決定する。
- (21) 令和4年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
（都市整備部長説明）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
（結 論）
提出議案として決定する。
- (22) 令和4年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（市民部長説明）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
（結 論）
提出議案として決定する。
- (23) 市道路線の認定について
（建設管理担当部長説明）
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。
開発行為に伴い（寄付の申し出を受け）、市道路線として認定するものである。
路線名は一般市道D第261号線で、起点は武蔵村山市残堀二丁目26番地先、終点は武蔵村山市残堀二丁目39番地先である。
幅員は5.00mで、延長は47.39mである。
（結 論）
提出議案として決定する。
- (24) 湖南衛生組合を組織する地方公共団体の数の増加及び湖南衛生

組合規約の変更について

(環境担当部長説明)

湖南衛生組合に立川市及び国分寺市を加えることに伴い、規約を改正する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本案を提出する。

湖南衛生組合を組織する地方公共団体に立川市及び国分寺市を加えるとともに、組合議員の定数を10人から14人に、副管理者を4人から6人に改めるものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

(結論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 教育委員会委員の任命について

(企画財政部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会委員の潮美和氏が、令和4年9月30日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。

教育委員会委員の任期は、令和4年10月1日から令和8年9月30日まで（任期4年）で、任命する委員は1名である。

(結論)

提出議案として決定する。

(2) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(企画財政部長説明)

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市固定資産評価審査委員会委員の阿部和功氏が、令和4年9月30日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。

固定資産評価審査委員会委員の任期は、令和4年10月1日から令和7年9月30日まで（任期3年）で、選任する委員は1名である。

(結論)

提出議案として決定する。

(3) 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(企画財政部長説明)

